



災害復旧事業における留意点について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成11年5月26日

河 第 98 号
平成11年5月26日

各土木事務所長
各 市 町 村 長
} 様

（鳥取県）土 木 部 長

災害復旧事業における留意点について（通知）

災害復旧事業の執行において、不適切な状況が見受けられるため、下記の点に留意してください。

記

- 平成10年災において、「根継工で計画していた護岸が工事着工前に崩壊や陥没を起こした」事例が相次いで発生したことから、復旧工法の選定や施工にあたっては次の点に留意すること。
 - いわゆる「死に体護岸」には、根継工を計画しない。
災害調査の段階で護岸上部の陥没や護岸本体のクラックの有無等を十分調査を行い、施工時の安全性の確保等についても十分に検討し、安易に根継工を計画しないこと。
 - 根継工を計画した護岸については早期に工事着工し、完成させること。災害査定時には「死に体護岸」でなくても、河川流水によって吸い出しが生じ、「死に体護岸」となることは容易に想像できることから「死に体護岸」となる前に復旧工事を完了させること。また、数ブロックに分けて床堀をする等、護岸を崩落させないような施工方法を請負業者に指導すること。
なお、真にやむを得ない事由により早期に着工できない場合は、瀬替等を実施し、護岸の安全性を確保すること。
 - 根継工を計画した護岸で未だに工事着手していない箇所について、同じような事態となっていないか早急に調査すること。
 - 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）では、設計の変更は「水勢若しくは地形の変動その他の事由に基づきやむを得ないと認める場合」のみ承認されることとなっており、被災後何らの理由なく数か月間も放置したため「死に体護岸」となり、設計の変更を余儀なくされた場合などは承認されないことがある。（別紙建設省河川局防災・海岸課協議指摘事項参照）
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するよう国の負担を定めているものであり、負担法の主旨を逸脱することのないよう留意すること。
平成10年災456号、490号設計変更防災・海岸課協議指摘事項
- 「死に体」の判断が出来ていない。査定時から護岸の新設を申請して当然の状況である。
 - 根継工では床堀の際の崩落が十分予想でき、施工時に大変危険な状況である。
 - 一法型は特に危険。腰掛型にするべき。
 - 490号は、1次査定後に増破し、3次査定後にまたブロックを崩壊させている。なぜ早期に工事着手しないのか。12百万円の事業費が無駄にかかるのをどう考えているのか。（5百万円 10百万円 17百万円）